

第八回 貴族院議事速記録第二十五號

明治二十八年二月十五日(金曜日)

午前十時五十三分開議

議事日程 第二十五號 明治二十八年二月十五日

午前十時開議

第一 明治二十三年法律第七十三號貯蓄

銀行條例中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第三 市制中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第四 町村制中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會ノ續(長報告)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

昨十四日本院ニ於テ可決シタル食鹽ヲ清國ニ輸出スルノ建議書ハ即日政府ニ提出致シマシテゴザイマス、臨時海軍軍法會議法律案特別委員會ニ於キマシテ委員長ニ侯爵松平康莊君、副委員長ニ子爵曾我祐準君當選ニナリマシテゴザイマス、是レヨリ會議ニ移リマス、

○子爵谷干城君

本員ハ動議ヲ提出シタイト存ジマス、此本員杯ヘ付託サレマシタ所ノ狩獵法案ハ昨日議了致シマシテカラニ差出シ置キマシタル通り何分此儘デハ同意ヲシ難イ、衆議院ノ修正ト云フモノハ否決スベキモノト報告ヲ致シテ置キマシタ、一應其理由ヲ申述ベタイト存ジマス、先ヅ此議ヲ先キヘ議セラルルコトヲ希望致シマス、

○瀧口吉良君 谷子爵ニ賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

狩獵法案、貴族院提出衆議院回付ノ案デゴザイマス、之ヲ議事日程ヲ變更シテ直ニ會議ヲ開ク様ニ致シタイ、即チ前會ノ續ノ會議ヲ開クコトニナリマス、谷子爵ノ動議ニ賛成ガゴザイマス、谷子爵ノ動議ニ賛成ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

多數デゴザイマス、○公爵近衛篤磨君 此際チヨット願ヒタウゴザイマス、委員會ニ退キマシテ差支ハアリマセヌカ、定足數ハ如何デスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

定足數ニ差支ヘル様デゴザイマス、狩獵法案ノ會議前回ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

(子爵谷干城君演壇ニ登ル)

○子爵谷干城君 此狩獵法案ニ於キマシテハ御承知ノ通り誠ニ喧マシイ法案デアリマシテ、疾ウニ成立タヌナラヌ議案デアリマスルガ、夫レガ種々ナ故障ヨリシテ今日マデ此議案ノ成立タヌト云フハ衆議院ニ於キマシテモ又貴族院ニ於キマシテモ實ニ遺憾ノコトニ考ヘラル、譯デアラウト存ジマスル、夫レ故ニ再ビ託セラレマシタル特別委員ニ於キマシテハ十分審査ヲ遂ゲテ見マシテゴザイマスルガ、奈何セムドウモ衆議院修正案ニ其儘ニ同意ヲスルト云フコトガ出來難イ譯デアリマスルカラ已ミヲ得ズ否決スベキモノト御報告ヲ致シタル譯デアリマスル、然リマスルニ委員ニ於キマシテ評議ヲ盡シマシタル重ナル理由、同意ノ出來難イ理由ト云フモノヲ摘ミマシテチヨット御報告ヲ致シマス、夫レハ第六條ニ於キマシテカラニ「狩獵ヲ爲サント欲スル者ハ地方長官ニ願出テ免狀ヲ受クヘシ但シ柵、柵、圍障アル所有地内ニ於テ銃器ヲ使用セスシテ狩獵ヲ爲ス者ハ此限ニ在ラス」ト斯ウゴザイマスル「所有」ノ二字ガ削ラレテアリマスル、此「所有」ノ二字ト云フモノハ誠ニ必要ナ字デ、詰リ之ヲ抜キマスルト大變ムヅカシイ解釋ヲセヌナラヌ様ニナルカラ依然トシテ存シテ貫ヒタイト云フ様ナ議デアリマスル、夫レカラ九條ニ於キマシテカラニ是レマデハ職獵、遊獵ト云フ二種ニナツテ居リマシタル所ノモノヲ一、二等、三等ト、斯ウ分ケマシテカラニ稅ヲ以テ區別ヲ立テデアリマスル、此事柄モ從來ノ慣習又稱呼ノ上ニ於テモ矢張り便利デアラウト思フデアルカラ是レ等モ成ルベクハ元ノ通りニシタイト云フ考デアリマスル、又其下ノ九條、朱字即チ衆議院案ノ修正ノ九條ニナツテ居ル所ノ「外國人ハ一等免許稅ヲ納ムヘシ」ト云フ文句ガアリマスルガ是レモドウモ穩デナイカラ、爰ノ所デハ削ラルガ宜イト云フ斯ウ云フ考デアリマスル、之ヲ削ラレタ以上ハ遂ニ外國人ト云フ者ノ獵ヲスルコトハ出來ナイト云フ様ニナリマスルノデ十六條ノ所ニ至リマシテ夫レニ補ヲ付ケルタメニ遊歩規程ノ制限アル外國人ニシテ遊獵免狀ヲ受ケタル者ハ甲種ニ在リテハ金五圓、乙種ニ在リテハ金十圓ノ免許稅ヲ納メ其規程内ニ限リ遊獵ヲナスコトヲ得ルト斯ウ云フ様ニ、爰ノ所ニ補ヲ附ケタラ宜カラウト云フ様ナ考モ出マシタ、又即チ衆議院ノ修正ノ十七條此ノ所ニ於キマシテカラニ衆議院ノ修正デハ「保護ヲ必用トスル鳥獸ヲ捕獲シ又ハ之ヲ賣買、販賣ト言ハズシテ賣買ニシデアリマスル、此方ノ原案デゴザイマスルト第十九條即チ朱字ノ十八條、此所ニ「販賣」トアリマスルノガ夫レヲ衆議院ノ方デハ全ク「販賣」ヲ矢張り「賣買」ト致シマシテ十七條ノ所ニ於キマシテ「保護ヲ必要トスル鳥獸ヲ捕獲シ又ハ之ヲ賣買スルコトヲ禁ス」夫レカラ以下但書ト、斯ウナツテ居リマスル、是レモドウモ色々詮議ヲシテ見マスルト賣買ト云フノハドウモ穩デナイ、矢張りコチヲノ通り販賣ニシタガ宜カラウト云フ評議デアリマシテ、誠ニ直ス所ハサウ極必要ト認メル所ハ、サウ

數ハアリマセヌデアリマスガ、何シロ此儘デ同意ヲスルコトハ何分致兼ネルト云フカラシテ已ミヲ得ズ否決致シタ譯デアリマスル、此上又御質問ガゴザイマスレバ御答モ致シマセウガ先ヅサウ云フ大約、譯デアリマスルカラ御報告致シマスル、

○船越衛君 質問ガ致シタウゴザイマス唯今谷君ノ御陳述ニ、十七條ノ鳥獸ヲ捕獲シ又ハ之ヲ賣買スルコトヲ禁ズルト云フノハ、賣買、買フノヲ禁ズルト云フコトニ附キマシテノ不同意ハ、モウ一應其趣旨ヲ承リタウゴザイマス、

○子爵谷干城君 夫レハ御答シマスルガ、買フノハ、賣ル者サヘナケレバ買フ者ハナイ譯デアリマス、殊ニ買フ者ヲ罰スルト云フコトハ餘リ酷薄ナ譯デアラウ、デ此賣買ト云フコトニ附イデ是非斯ウセネバナラヌト云フ議論ノ起ッタコトヲ政府委員ニ問ウテ見マスルト、刑法ノ第四百何條デアリマシタカ、チヨット空デ覺エマセヌガ、刑法ノ中ニ贓物ヲ賣リ買ヒマスル、泥坊物ヲ賣リ買ヒマスル、其餘ノ中ニ、賣ル者モ買フ者モ罰スルコトガ舉ツテ居ル、其餘ニ依ッテ考ヘルト、ドウモ若シ此事ヲ舉ゲテ置カヌト、賣買ノコトヲ舉ゲテ置カヌト、刑法ヲ活用セラル、様ニナルト、ヒドイ刻薄ナコトニ當ルヤラ知レヌカラシテ、夫レデ刑法ヲ引用セラル、ノ豫防トシテ之ヲ先ヅ存スルト云フコトデアッタサウデス、所ガ夫レハ詰リ贓物賣買ノコトデアルカラ、決シテ夫レヲ無理ニ牽強シテ活用スルコトハ出來ナイト云フ、委員デハ論ガ多數デアリマシタカラ、矢張り元ノ通り販賣デ宜カラウト云フコトニナリマシタ、マセウネ、アレデハ罰スル譯ニハナラヌノデスネ、

○子爵谷干城君

ナラヌト云フ見込デアリマス、

○船越衛君

夫レデハモウ一ツ御尋シマスガ、此狩獵法案モ村田君ノ御提出ノ様ニ考ヘテ居マス、過日漁業法案モ村田君ノ御提出ノ様デアリマス、漁業法案ニハ矢張り「賣買」トゴザイマス、禁ジタモノヲ賣リ買ヒスル者ト云フコトガアル、此狩獵法案ニハ、法案ニナカッタノヲ衆議院デ「賣買」ト此度入レタヲ貴族院ハ不同意ヲスルト云フコトデアリマスガ、アナタニ御尋シテハ如何デガスルガ甚ダ不審デゴザイマスデ、漁業法案ニハ「賣買」ト入レテ是レニハ削ルト云フト、漁業法案ハマダドウナルカ知レヌガ、同ジク一人ノ御方デ同ジ様ナモノヲ御出シニナルノニ一ニハ賣買ヲ禁ジ一ニハ禁ゼヌト云フト少シ齟齬ハ致サヌカト懸念致シマスガ、其邊ニ何カ御議論ガ特別委員ノ方デハゴザイマセヌデシタカ如何デゴザイマス、

○子爵谷干城君 御答致シマス、當日ハ村田君ハ遅ク出席ヲセラレデ既ニ此論ハ最早結了シタ跡デゴザイマス、夫レ故村田君ノ夫レ等ノ御説ハ承ラヌ

デアリマスルガ、固ヨリ漁業法案ハ未ダ本議ニ上ラヌノデアリマスルカラシテ本員ノ考ヘマシタ所デハ、上ツタ以上ハ同様ニ修正ヲスベキモノト云フ考デアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

別ニ御發議ガゴザイマセネバ即チ此案ノ同意不同意ヲ滿場ニ問フコトニ致シマス、即チ委員會ニ於テハ衆議院ノ修正ニ不同意ト云フコトデ報告ガ出テ居ル、然ルニ其不同意ノ箇條ハ漸ク三四箇條ニ過ギナイノデアリマス、唯今ノ谷子爵ノ即チ特別委員長トシテノ報告ヲ以テ見レバ三四箇條ニ過ギヌノデアリマス、併ナガラ矢張り是レハ不同意ト云フコトニナレバ當然協議會ニ付スベキモノデスガ、其箇ハ全部ヲ協議會ニ付スルコトニナルモノト本席ニ於テハ信ジマスノデ、勿論是レハドチラデモ御衆議次第宜シイコトデゴザイマスケレドモ、唯今ノ特別委員長ノ報告ノ趣ヲ以テ見デモ不同意ノ箇條ハ三四箇條ニ過ギヌガ、矢張り不同意ト云フコトデ全部ヲ協議會ニ付スルコト云フ意味ニ申サレタト考ヘルノデアリマス、別ニ御發議ガアリマセネバ先ヅ之ヲ同意スベキヤ否ヤノ決ヲ採リマス、

○子爵林友幸君 唯今議長ノ仰モアリ尙ホ委員長ノ報告モゴザイマシタガ、聞キマス所ガ二三箇條ノ差支ト云フコトデ否決ニナツタノハ甚ダ惜ムベキコトデ、尙又此狩獵法案ハ二三年出テ居リマスルカラ當年ドモハ宜シイカト思ヒマス、是レハ是非此所ヘ行ツタラ雙方ノ讓合モゴザイマセウガ、是非協議會ニ全部ヲ付スルモノデアリマセウト考ヘマス、ドウカ協議會ノ成立ッ様ニシテ、其協議委員ハ十名トシテ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ少シ唯今時機ガ違ヒマセウト思ヒマス、唯今ハ此同意不同意ヲ先ヅ決シマシテ、而シテ不同意ト決シタ以上ハ協議會ニスルコトニナリマス、

○船越衛君

私ハ此特別委員ノ報告即チ先刻谷君ノ御報告ニ極贊成デゴザイマスデ直グ贊成ヲ表シテ宜シウゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今同意、不同意ノ決ヲ採ルノデゴザイマスカラ別ニサウ云フコトニハ及バヌト思ヒマス、衆議院ヨリ回付セラレタル所ノ即チ本案、之ニ同意スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者ナシ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

起立者ハゴザイマセヌ、依ッテ是レハ同意セザルコトニ決シマス、然ル以上ハ即チ本院ヨリ衆議院ヘ兩院協議會ヲ求ムルコトニナリマス、是レハ協議員ノ數ハ十名ト定メテハ如何デアラウト存ズル、之ヲ滿場ニ御諮リ致シマス、

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○公爵近衛篤磨君 其十名ヲドウカ議長デ御選定ヲ願ヒタウゴザイマス、

○伯爵大原重朝君 賛成、

○子爵曾我祐準君 賛成、

○三浦安君 賛成、

○子爵林友幸君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

モ、即チ先日モ是レニ議論ノ出タ所デアッテ、貴族院規則ノ第百八十五條ニ無

以上ハ議長ニ託スルコト云フ動議ハ何分出來兼ネルト存シマス、ドウモ之ヲ改メヌ

○子爵岡部長職君 本員モ此委員ノ指名ハ議長ニ御委託ヲ致シタイノデア

リマスルケレドモ、ドウモ貴族院規則ガ夫レハ許シマセヌト存シマス、依リマ

シテドウカ此投票ノ事ハ本日ノ議事日程ヲ了リマシタ跡デ各部ニ於キマシテ

投票ヲ行ヒマスコトニ致シタイ、

○男爵西五辻文伸君 岡部子爵ニ賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 協議員ノ數ハ然ラバ十名ト云フコトニ御異議

ガナイニ依ッテ定マリマシタ、其選定方ハ一體是レハ無名投票ヲ以テ議場デ

致スベキモノデゴザイマスガ、併シ過日モ各部ト云フ動議ガ出マシテ其事ニ

ナリマシタ例モアリマス、即チ岡部子爵ノ動議ガ唯今出マシタニ依ッテ之ヲ

表決ニ付シマス、岡部子爵ノ各部ニ於テ選舉スル動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ

請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、次ニ議事日程、第一、明

治二十三年法律第七十三號貯蓄銀行條例中改正法律案、衆議院提出、第一讀

會ヲ開キマス、提出文ノミヲ朗讀致サセマス、

(山本書記官朗讀)

明治二十三年法律第七十三號貯蓄銀行條例中改正法律案

右憲法第三十八條ニ依リ貴院ニ提出候也

明治二十八年二月十二日

衆議院議長 楠 本 正 隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十三年法律第七十三號貯蓄銀行條例第三條第四條第五條第六條左ノ

通改正ス

第三條 貯蓄銀行ノ取締役ハ在任中ニ生シタル銀行ノ義務ニ付連帶無限ノ

責任ヲ負フモノトス

但シ其ノ責任ハ退任後二箇年ノ満了ニ因リテ削減ス

第四條 貯蓄銀行ハ貯蓄預金拂戻ノ擔保トシテ預金總高ノ四分ノ一ヨリ少

ナカラサル金額ヲ利付國債證券又ハ地方債證券ニテ備ヘ置キ之ヲ供託所

ニ預ケ入ル可シ

但シ擔保金額カ資本金半額以上ニ及フトキハ商業手形及確實ナル會社

ノ債券又ハ株券等ヲ用ウルコトヲ得

第五條 前條ノ金額ハ毎半年末日現在ノ預金高ニ依リ之ヲ定ム

第六條 預ケ人ハ第四條ノ供託諸證券ニ就キ優先權ヲ有ス

○名村泰藏君 ちヨット政府委員ニ少シ御尋シテ置キタイコトガアリマス、

此案ハ政府ニ於テハ御同意デアリマスアカリマセヌカト云フコトヲ一應御尋

致シマシテ、此條例デ第三條第四條第五條第六條左ノ通り改正スルトアリマ

スガ、元ノ原稿ヲ見マスルト第五條第六條ト云フモノニ此貯蓄銀行ノ商賣ノ

方法ヲ掲ゲテアル、第六條ニ至リマシテモ先ヅ其趣意ノコトガ書イデアリマ

スガ、此改正ニ依リマスルト此貯蓄銀行ト云フモノハ如何ナル商賣ヲナシ此

第五條ノ如キ商賣ハ爲サナイコトニナツテ居リマス様デアリマスガ其邊ハド

ウ云フ政府ハ御考デアリマスカタチヨット……

(政府委員添田壽一君演壇ニ登ル)

○政府委員(添田壽一君) 御答ヲ致シマスデゴザイマスガ、先ヅ第一ニ政

府ガ此案ニ對シマスル意見ハ元ト此貯蓄銀行條例ナルモノハ御承知ノ通りニ

細民ノ利益ニ大關係ヲ持ッテ居リマスルト云フ所ヨリシテ成ルベク嚴重ニ取

締リタイト云フ所カラ今日ノ現行法案ガ制定セラレマシタノデアリマス、併

シ此現行法ハ少シク嚴密ニ過ギマスルタメニ今日大切デアリ必要デアル貯蓄

ノ發達ニ少シク妨害ガアリマスル傾ガアルノデゴザイマス、故ニ此度衆議院

ヨリ提出ニナリマシタル修正案ノ如キハ其細目ニ至リマシテモ又ハ其永久ノ

法律ト致シマシテモ少シク異見ハアリマスルデゴザイマスガ、先ヅ此際貯

蓄ノ發達ニ妨害アルコトヲ防グト云フタメニハ此位ノ修正ハ大體ニ於テ強テ

反對スルニモ及ブマイト云フ考デゴザイマス、夫レカラ第五條第六條ノ點ニ

關シマスル御尋ハ此衆議院ノ修正案ニ依リマスレバ即チ第五條第六條ハ九デ

現行ノモノガナクナリマシテ此衆議院ノ修正通りニナルノデアリマス、夫レ

ニ附キマシテノ得失ハ此現行ノ第五條ハ即チ前ニ申述ベマスル通り貯蓄銀行

ノ發達ニ多少妨害ヲ與ヘマスルモノデアリマスル故ニ矢張り此修正ハ已

ムヲ得ザルモノト思ハレマスルノデ、第五條モ同一ノ趣意デ大體ニ於テ反對

ヲ表シナイ譯デゴザイマスルガ、殊ニ此衆議院ノ改正ノ如クナリマスレバ唯

此第六條ガ消エルバカリデナク幾ラカ供託ニ附キマシテ優先權ヲ有スルト云

フコトガ明記セラレマスル故ニ夫レダケハ確實ノ度ヲ増スカト考ヘマスル、

故ニ先ヅ大體ニ於テハ反對ヲ致サナイコトニ政府ニ於テハナツテ居リマスル
ノデアリマス、

○名村泰藏君 モウ一應……サウ致シマスル此五條ガ消エテ前條ノ金額
ハ毎年何トアリマスケレドモ是レハ現行ノ第五條ト違フコトガ書イテアリ
マスガ、サウスルト貯蓄銀行ト云フモノハドンナコトヲシテ宜シイト云フ商
賣ノ方法ハ法律デハ示サスト云フコトニナリマスガ、

○政府委員(添田壽一君) 先ヅ此一般ノ銀行ノ受ケマスルダケノ羈束ハ受
ケマスデアリマスガ、即チ現行法ノ第十條ヲ御覽ニナリマスレバ「此條例ニ
特別ノ規定ヲ設ケサルモノハ總テ銀行條例ニ依ル」トゴザリマスル、故ニ一
般銀行ガ爲シ得ル範圍ニ於テ營業ヲ致シマスルコトハ自由デゴザリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移
リマス、

○男爵中川與長君 本案ノ特別委員ハ議長ニ於テ御選定アラムコトヲ望ミ
マス、

○子爵松平信正君 賛成、

○子爵小笠原壽長君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 議長ニ選定ヲ委託スルト云フ中川男爵ノ動議
ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、次ニ市制中改正法律案、
衆議院提出、第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

(侯爵黒田長成君演壇ニ登ル)

○森山茂君 唯今ノ委員ハ何名ト極ツタノデアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ定規ノ九名デゴザリマス、九名ハ定規
デゴザリマス、

○侯爵黒田長成君 本案ノ審査ノ經過竝ニ結果ヲ御報告ニ及ビマスガ、此
衆議院ヨリ提出ニナリマシタル改正案ハ道理ノ上カラ見マシテモ、又現在各
地方ノ狀況ニ照シテ考ヘテ見マシテモ、目下急務ヲ要スル所ノ改正デア
ルト存シマスル、夫レデ政府委員ニ於キマシテモ此改正案ニ對シテハ少シモ不
意ガナイ様子デアリマス、夫レデ委員會ニ於キマシテモ聊カノ異論モナク此
改正案通リニ確定致シテ宜シイト云フコトニ相成リマシタ、一應其重立チマ
シタ所ヲ申述ベマスガ、現行ノ制規ニ依リマスルト市公民タル者ハ裁判所ノ
審問又ハ拘留ヲ受ケマスルト直ニ公民權ヲ停止サレ又市公民ニ限ツテ任ズル
所ノ職務ニアリマスル者ハ共一事ヲ以テ職ガ解ケルト云フコトニ相成ツテ居

リマスル、從ツテ此條文ヲ利用シマシテ往々選舉ニ敗北ヲ致シタ方ノ黨派ガ
反對派カラ出マシタ所ノ議員ナリ委員ナリヲ中傷スルタメニ不實ノ告發ヲ致
シテ其職ヲ解カシメテ夫レニ代ラウト云フ計畫ヲ致サウト云フ者ガ段々各地
ニ多イト云フ様子デアリマス、其弊害ヲ矯正致スタメニ此度ハ公判ニ移リマ
シタ所デ公民權ハ停止致シ又公職ニ就イテ居ル者ハ其職ヲ解クト云フコトニ
相成ツタ次第デアリマス、併ナガラ此改正ノ九條ノ四項ニ在リマスル市ノ吏
員ト申ス者ハ豫審ニ付セラレマシテモ其職ヲ停止スルコトガ必要デア
ル場合
ガアリマス、夫レハ此豫審ニ付セラレマスト勢ヒ多少ノ時日モ要シマスルシ
從ツテ其職務ヲ空シクスルト云フ嫌ガアリマスルカラ、其際ニハ監督官廳ガ
時宜ノ計ヒヲ致シテ職ヲ停止スルコトモ出來ルト云フコトニ變リマシタノデ
ゴザリマス、此事ハ市ノ行政上ニ滯留ヲ來サヌタメニ最モ必要ナル改正デア
ルト思ヒマス、其他公權停止中ノ市公民ハ其公權停止ノ間ハ公民權モ停止サ
レルト云フコトモ加ハリマスル、又陸海軍ノ軍役ニ服シテ居リマスル者ノ外
戰時又ハ事變ニ際シテ徵集サレマシタ者ハ矢張り同様ニ市ノ公務ニ參與致サ
ヌコトニナツテ居リマス、夫レカラ出席ノ定數ガ半数以上ト改ツテ居リマス、

斯様ナ事ハ先キニ申述ベマシタ重立ツタ改正ヲ致ス序ニ致シタ改正デアリマ
シテ要點デハアリマセヌ、先ヅ此改正ノ要點ト云フモノハ前ニ申述ベタル如
キモノデアリマシテ自治行政ヲ將來益々完全ニ致シテ其基礎ヲ鞏固ニスルタ
メニハ必要ナル改正案デアラウト認メマシテ委員ニ於テハ之ニ可決致シタ次
第デアリマス、此段御報告ニ及ビマス、

○公署近衛篤磨君 マダ委員會ニ引クコトハムヅカシウゴザリマスガ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今定足數ニ差支ゴザリマセヌ、

○公署近衛篤磨君 夫レデハ宜シウゴザリマスガ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザリマス、

○男爵小松行正君 本案ハ最早格別御論モナイ様デゴザリマスカラ讀會ノ
順序ヲ省略致シテ直ニ確定ニナラムコトヲ希望致シマス、尤モ十人以上ノ要
求ニ依ツテ三分ノ二以上ナクテハ確定ニハサレヌコトデ……

○男爵本多副元君 小松君ニ賛成、

○子爵林友幸君 小松男爵ニ賛成、

○水之江浩君 賛成、

○侯爵黒田長成君 小松男爵ニ賛成、

○松本鼎君 賛成、

○男爵金子有卿君 賛成、

○瀧口吉良君 賛成、

○箕作麟祥君 賛成、

○船越衛君 賛成、

○子爵板倉勝達君 賛成、

○子爵小笠原壽長君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小松男爵ノ要求ハ十人以上ノ賛成ガゴザイマス、他ニ御發言ガゴザイマセネバ決ヲ採リマス、即チ三讀會ノ順序ヲ省略スルト云フコトデゴザイマスカラ三分ノ二以上ノ同意ガアレバ省略ニナリマス、小松男爵ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 三分ノ二以上ト認メマス、依ッテ讀會ハ省略セラレマシタ、

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)

明治二十一年法律第一號市制中左ノ通り改正ス

第九條 市公民タル者第七條ニ掲載スル要件ノ一ヲ失フトキハ其ノ公民タルノ權ヲ失フモノトス

市公民タル者公權停止中又ハ租稅滯納處分中ハ其ノ公民タルノ權ヲ停止ス家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ復權ノ決定アルマテ又公權剝奪若ハ停止ヲ附加スヘキ重罪輕罪ノ爲公判ニ附セラレタルトキハ其ノ裁判ノ確定ニ至ルマテ亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ市ノ公務ニ參與セサルモノトス現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時若ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

市公民タル者ニ限リテ任スヘキ職務ニ在ル者ニシテ本條第一項乃至第三項ノ場合ニ當ルトキハ自ラ解職スルモノトス職ニ就キタルカ爲公民タルノ權ヲ得ヘキ職務ニ在ル者ニシテ本條第二項第三項ノ場合ニ當ルトキ亦同シ

前項ノ職務ニ在ル市吏員ニシテ公權剝奪若ハ停止ヲ附加スヘキ重罪輕罪ノ爲豫審ニ附セラレタルトキハ監督官廳ハ其ノ職務停止スルコト得

第十二條中「陸海軍ノ現役ニ服スル者」トアルヲ「第九條第三項ノ場合ニ當ル者」ト改ム

第四十一條中「三分ノ二以上出席」トアルヲ「半數以上出席」ト改メ「三分ノ二ニ滿タサル」トアルヲ「半數ニ滿タサル」ト改ム

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 直ニ決ヲ採リマス、

○箕作麟祥君 チョット質問致シテ宜シウゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 箕作君、

○箕作麟祥君 質問致シテ宜シケレバチョット簡單ニ質問ヲ致シマス、政府委員ニチヨット念ノタメニ伺ッテ置キタウゴザイマス、此第九條ノ末項ニ

「市吏員」ト云フ字ガ這入ッテ居リマスガ、前ノ項ニハ吏員ト云フコトハアリ

マセヌデ「職務ニアルモノ」ト云フノガ二箇條アリマス、此末項ニ限ッテ「市吏員」トアリマス、此「市吏員」ト云フモノハドレダケノ者ヲ指シタモノデ

アリマセウカ、市制ヲ見デモ稍々疑ガアル、先ヅ市長トカ助役トカ收入役トカ或ハ區長區長代理、夫レ等ハ吏員ト云フモノデアリマス、是レ等ハ無論市吏員デアラウト思ヒマスガ、之ニ反シテ市會議員ト云フモノハ決シテ市吏員デハナイト思ヒマス、ソレデ一ツ疑ノ生ジマスノハ名譽職市參事會員ト云フ

モノデアリマシテアレハ市制デア見マス市吏員ノ様ニモアリマスシ或ハ市吏員デナイ様デモアリマス、夫レデ前項ノ職務ニアル市吏員ト云フモノハ唯今申上ゲタ名譽職市參事會員ト云フ者モ此中ニ這入ルデアリマセウカ這入ラヌモノデアリマセウカ、大分是レハ後日疑ヲ存スル廉デアラウト思ヒマスカラ一應伺ッテ置キマス、

○政府委員(江木千之君) 御答致シマス、名譽職市參事會員ハ市吏員ト云フ者ノ中ニ含ミマスル積リデゴザイマス、今日マデノ解釋モサウ解釋シテ居リマシタ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、次ニ町村制中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

○侯爵黑田長成君 此法案ハ同一委員ニ付託セラレマシテ同日ニ審査ヲ遂ゲマシタガ、矢張り市制ノ方ト同シ趣意デ改正ニナリマスノデゴザイマス、カ

ラ先刻申述ベタダケノ趣意デゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス、

○男爵小松行正君 是レモ格別御論モゴザイマセヌカラ前ト同様ニ矢張り讀會ヲ省略シタウゴザイマス、

○子爵小笠原壽長君 賛成、

○男爵西五辻文仲君 賛成、

○男爵本多副元君 賛成、

○船越衛君 賛成、

○柴原和君 賛成、

○子爵本莊壽巨君 賛成、

○水之江浩君 賛成、

○侯爵黑田長成君 賛成、

○松本鼎君 賛成、

○南郷茂光君 賛成、

○子爵立花種恭君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小松男爵ノ讀會省略ノ要求ハ十人以上ノ賛成ガゴザイマス、小松男爵ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 三分ノ二以上ト認メマス、

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)

明治二十一年法律第一號町村制中左ノ通り改正ス

第九條 町村公民タル者第七條ニ掲載スル要件ノ一ヲ失フトキハ其ノ公民タルノ權ヲ失フモノトス

町村公民タル者公權停止中又ハ租稅滯納處分中ハ其ノ公民タルノ權ヲ停止ス家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ復權ノ決定アルマデ又公權剝奪若ハ停止ヲ附加スヘキ重罪輕罪ノ爲公判ニ附セラレタルトキハ其ノ裁判ノ確定ニ至ルマデ亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ町村ノ公務ニ參與セサルモノトス現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時若ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

町村公民タル者ニ限リテ任スヘキ職務ニ在ル者ニシテ本條第一項乃至第三項ノ場合ニ當ルトキハ自ラ解職スルモノトス職ニ就キタルカ爲公民タルノ權ヲ得ヘキ職務ニ在ル者ニシテ本條第二項第三項ノ場合ニ當ルトキ亦同シ

前項ノ職務ニ在ル町村吏員ニシテ公權剝奪若ハ停止ヲ附加スヘキ重罪輕罪ノ爲豫審ニ附セラレタルトキハ監督官廳ハ其ノ職ヲ停止スルコトヲ得第十二條中「陸海軍ノ現役ニ服スル者」トアルヲ「第九條第三項ノ場合ニ當ル者」ト改ム

第四十三條中「三分ノ二以上出席」トアルヲ「半数以上出席」ト改メ「三分ノ二ニ滿タサル」トアルヲ「半数ニ滿タサル」ニ改ム

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

○子爵曾我祐準君 本員ハ議事日程ノ追加ヲ請求致シマス、夫レハ海軍刑法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ今日直ニ議セラレムコトヲ請求致スノデゴザイマス、本員ハ一昨日銀行問題ニ附イテ緊急動議ニ反對ヲシマシテ今日自ラ此緊急動議ヲ出シ且ツ議事日程ノ追加ヲ求メマスノハ些少カシウゴザイマスガ、此案ハ實際至急ヲ要スル趣デアリマシテ、決シテ口實ヲ藉ルノデハゴザイマセヌ、元來此案タル去ル六日特別委員ニ付セラレマシテ即チ調査ヲ

致スノデアリマス、然ルニ休日ヤラ祭日ヤラ他ノ重要ナル豫算問題若クハ銀行問題等ノ議事等ノタメニ委員會ヲ開ク機會ヲ得マセヌデ漸ク昨日委員會ヲ開イテ早速議長ニ報告シタ様ナコトデアリマス、時節柄海軍省ニ於キマシテハ此案ハ急ガレル趣デアリマス、然ルニ此案ハ貴族院ヲ通過致シマシテ衆議院ニ廻サナケレバナラヌ案デゴザイマスカラ、何卒此至急ヲ要スル次第デアリマスカラ此議場ニ容レラレテ議事日程ヲ追加ニナツテ此案ヲ議セラレムコトヲ希望致シマス、

○柴原和君 賛成、

○森山茂君 賛成、

○男爵小松行正君 賛成、

○南郷茂光君 賛成、

○男爵榊取素彦君 賛成、

○子爵立花種恭君 賛成、

○子爵林友幸君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 曾我子爵ヨリ海軍刑法中改正法律案ヲ議事日程ヲ變更シテ直ニ第一讀會ノ續ヲ開キタイト云フ、曾我子爵ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、即チ議事日程ハ變更ニナリマシタ、直ニ海軍刑法中改正法律案、第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

(子爵曾我祐準君演壇ニ登ル)

○子爵曾我祐準君 委員長ノ報告ヲ致シマス、此案ハ改正ノ條々ハ随分多ウゴザイマスガ實ハ至ッテ單簡ナル案デアリマス、唯海軍刑法中逃亡犯ノ處斷ニ係ル部分ヲ少シク改正スルニ過ギナイデアリマス、即チ夫レハ輕禁錮ヲ輕懲役ニ輕禁錮ヲ重禁錮ニスルコトニ改メタイト云フダケノ案デアリマス、其理由ハ此理由書ニモアル通り海軍ニ於テ現今及數年前ヨリ犯罪者ノ最も多クアルノハ逃亡犯デアルサウデゴザイマス、政府委員ニ質問シマシタラバ、二十五年ニ於テハ處罰者ノ總員ガ二百五十人アリマス、其中ニ逃亡犯ガ百六十人アツテ、二十六年ニハ處罰者ノ總員ガ二百五十三人アツテ、逃亡犯ガ百十八、大概五分ノ三ニ居ルノデアリマス、斯ノ如ク多數デアリマス、然ルニ此禁獄ト云フモノハ定役ニ服シマセヌ、輕禁獄モ同様ニ定役ニハ服シマセヌノデアリマス、夫レ故ニ或ハ兵員ガ兵役ノ勞ヲ厭ウテ却ッテ處罰ヲ以テ安ヲ偷ムニ宜イ場所トスル様ナ傾キガアル、且ツ此逃亡犯ニ處セラレマシタ者ハ此

期滿ツレバ再び兵役ニ服スベキモノデアル、然ルニ長イ間ニ一室ニ押籠メテ置
クト自然身體ノ健康ヲ破リマスシ、再び之ヲ兵役ニ使用スルトキニハ幾分か
兵力ヲ剝グ様ナ譯ニモナリマス、其上ニ又之ヲ同様ニ逃亡犯ヲ陸軍ニ於テハ
早ク既ニ改正ヲ終リマシテ即チ定役ニ服スル所ノ法律ニ改メテ居ル、即チ今度
海軍省デ請求スル通りニ實行サレテ居ルノデアリマス、海陸軍ノ上ニ附イテ
モ斯様ニナツテ居ツテハ權衡ヲ得ナイ、詰リ犯罪者ヲ懲ラスニ足リナイ、兵
力ノ一部ヲ損害スル譯ニナルトスルト海陸軍ノ權衡ガ取レナイ、此三ツガ即
チ改正ノ理由デアリマス、海軍省ニ於テハ此案ハ明治二十五年頃カラ提出シ
掛ツテ居ツタサウデアリマス、議會ノ解散等ガアツテ其タメニ時機ヲ得ズ
今日ニ至ツタ趣デアリマス、チヨイト聞キマス此開戰中ニ當ツテ逃亡犯ノ
處分ヲ嚴重ニスル……重クスルト云フノハ少シ變ニ聞エマスルガ、夫レハ政
府委員ガ第一議會ノ始ニ當ツテ喋々辯ゼラレマシタ如ク此事變以來決シテ逃
亡犯ガ増スト云フ様ナコトハ毛頭ナイ趣デアリマス、是レハ勿論先年來海軍
省デハ希望ヲ持ツテ居ツタノデ機會ナクシテ今マデ後レタノデアル、即チ今日
之ヲ請求スルト云フ、斯ウ云フ譯デアリマス、元來逃亡犯ト申シマスト何カ
卑怯未練デモ働イテ戰場ヲ逃ゲタ者ノ罰ノ様ニ思召ス御方ガアリマセウガ強
チサウ云フノデハナイノデアリマス、海軍刑法ノ第九章逃亡犯ノ第三百三十三
條ヲ讀ミマスト逃亡ト稱スル所ノモノガ能ク分ル「軍人擅ニ艦船屯營本隊若
クハ職務ヲ離レタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ逃亡ト爲シテ處斷ス」ト斯ウアルノ
デアリマス、實際多イノハドンナモノデアアルカト云フコトヲ能ク尋ネデ見マ
シタラバ夫レハ斯ナモノデアアル、血氣盛シナ水夫火夫ハ偶々休暇ヲ得テ
上陸シテ酒ヲ飲過ギタリ及遊過ギタリシテ終ニ歸艦ノ刻限ヲ誤ツタハ類、又
氣晴シノタメ酒ヲ飲ミタイト云フ様ナ理窟デ營ヲ脱スル、斯ウ云フ様ナ類ノ
モノデゴザイマスノデ、併シ軍律ノ峻嚴ナル皆之ヲ一々處分シテ一モ假釋シ
マセヌ、夫レ故ニ逃亡犯ナルモノハ斯ノ如ク他ノ犯罪ニ比例シテ多數ニナツ
テ居ル、又最も多イノハ唯今申シマス通りニ血氣少壯ノ水夫火夫ハ酒色ノ
タメ知ラズ識ラズ此逃亡犯ニ陷ルノデアアツテ決シテ臆病未練ヨリ逃亡スルノ
デハナイト云フコトハ一言申加ヘ置キマス、委員會ニ於テハ一致ヲ以テ之ヲ
可決致シマシタ、何卒滿堂諸君モ御賛成アラムコトヲ希望致シマス、

○子爵小笠原壽長君 此案モ御議論ハナカラウト思ヒマスカラ三讀會ノ順
序ヲ省略スルト云フ動議ヲ提出致シマス、

○松本鼎君 賛成、
○柴原和君 賛成、
○南郷茂光君 賛成、
○山田卓介君 賛成、

○子爵本莊壽巨君 賛成、
○子爵立花種恭君 賛成、
○子爵伏原宣足君 賛成、
○男爵中川興長君 賛成、
○龍口吉良君 賛成、
○箕作麟祥君 賛成、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小笠原子爵ヨリ三讀會ノ順序ヲ省略スル要求
ガゴザリマシテ十人以上ノ賛成ガゴザリマス、小笠原子爵ニ同意ノ諸君ノ起
立ヲ請ヒマス、

起立者 多數
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 三分ノ二以上ト認メマスル、

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)
海軍刑法中左ノ通改正ス
第三十一條中第七條ノ下「第三百三十三條第三百三十四條第三百三十五條」ノ十
八字ヲ加フ

第三百三十三條中「輕禁獄」ヲ「輕懲役」ニ「輕禁錮ニ處シ」ヲ「重禁錮ニ處ス」ニ
改メ「將校ハ剝官ヲ附加ス」ノ九字ヲ削ル

第三百三十四條中「輕禁獄」ヲ「輕懲役」ニ「二年以下ノ輕禁錮ニ處シ」ヲ「二年
以下ノ重禁錮ニ處ス」ニ「五年以下ノ輕禁錮」ヲ「五年以下ノ重禁錮」ニ「一年
以下ノ輕禁錮ニ處シ」ヲ「一年以下ノ重禁錮ニ處ス」ニ改メ「將校ハ剝官ヲ附
加ス」ノ九字ヲ削ル

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 別ニ御發議モゴザリマセネバ決ヲ採リマス、
原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、本案ハ可決セラレマシ
テゴザリマス、今朝御委託ニナリマシタ特別委員ヲ選定致シマシタニ依ツテ
書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

(中根書記官長朗讀)

明治二十三年法律第七十三號貯蓄銀行條例中改正法律案特別委員

侯爵 池田 章 政 君	子爵 林 友 幸 君
子爵 唐 橋 在 正 君	子爵 久 松 定 弘 君
鄉 純 造 君	秋 月 種 樹 君
男爵 吉川 重 吉 君	久 保 田 讓 君
渡邊 治 右衛門 君	

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 狩獵法案ノ協議員ハ是レヨリ各部ニ御退ニ
ナツテ御選舉ニナルコトヲ希望致シマス、次ノ議事日程ハ唯今定メラレマセ
ヌニ依ツテ尙ホ後トヨリ御報告ニ及ビマス、明日ハ休會ノ積リデゴザリマス、
今日ハ散會、

午前十一時五十二分散會